

## 申請書等の押印の見直しについて

本市では、申請書等への押印について、市民の負担軽減を図る観点から、平成28年度に「青森市行政改革プラン2016」の行政サービスの向上の実施項目として掲げるとともに、「申請書等への押印に関する指針」を策定し、これまでも本市独自で精力的に押印の廃止の取組を進めてきたところである。

このような中、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革の一環として、令和2年10月に「行政手続における書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直し」を掲げ、申請書等への押印の原則廃止を打ち出したことを受け、本市においても、改めて申請書等の押印の見直しに取り組むもの。

### 1 押印の廃止手法等

○押印見直しに向けた全庁照会等を踏まえた整理・検討等の結果、対象1,581種類のうち、押印廃止又は廃止予定が1,267種類、押印存続が314種類で整理。

《整理・検討結果》

	整理・ 検討件数	見直し完了 (H28指針)	計
全数 (A)	1,581	1,516	3,097
押印廃止・廃止予定 (B)	1,267	1,516	2,783
押印廃止済	449	/	/
押印廃止予定	818		
押印存続 (C)	314	/	/
法令等	156		
入札・支払関連	122		
不動産手続等	36		
押印廃止率 (B) / (A)	80.1%	100.0%	89.9%

○上記整理結果を実施するために、各所管課等における手続の簡素化も踏まえ、

- ・「青森市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」
- ・「青森市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱」

を制定（令和3年10月1日施行）し、原則、押印の義務付けを廃止するとともに、新たな「申請書等の押印に関する指針」を定め、全庁的な基準とする。

なお、これにより現行指針（H28年度策定）は廃止する。

※上記によらず、各所管課等の決裁により定めている様式については、当該所管課等において改正手続を行うこととする。

### 2 今後のスケジュール

所管課における押印を見直した申請書等の準備等（ホームページ等による市民や関係団体等への周知、印のない申請書等様式の修正・印刷等）に一定の期間を要することを考慮し、この度の押印の見直しに向けた今後のスケジュールを以下のとおりとする。

- R3年9月上旬
- ・「押印の特例に関する規則及び要綱」の制定、新たな「申請書等の押印に関する指針」の策定、全庁への周知
  - ・各所管課等における見直しに向けた作業及び規則、要綱によらずに定めている様式（手引き等）の改正等依頼（～R3.10.1）

10月1日 申請書等の押印の見直し実施